

## 不妊手術及び人工妊娠中絶に係る届出経路について

### <法令根拠・通知>

#### 母体保護法 第25条

医師又は指定医師は、第3条第1項又は第14条第1項の規定によって不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月10日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

#### 母体保護法施行令 第9条

法第25条の規定による届出は、当該届出をした医師の住所地の保健所長を経由して行うものとする。

#### 母体保護法第25条の届出の実施について

平成8年9月25日付、第1次改正 平成12年4月5日、第2次改正 平成14年3月29日  
厚生労働省大臣官房統計情報部長(統発第293号)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(児発第829号)

(抜粋)

「…人工妊娠中絶に関する届出については、この届出の規定が人口動態の把握に資するためにおかれた事情にかんがみ、特に届出の完全な履行をはかるため、社団法人日本産婦人科医会都道府県支部に、医師の届出をとりまとめさせるよう便宜の処置を考慮したいので次の要領により取り扱うこととされたいこと。…」

### <届出事務の流れ図>

